

令和3年2月26日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図の公表について

【兵庫県但馬沿岸】 (送付)

平素は、兵庫県の県土整備行政の推進に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本県では、平成27年の水防法改正を踏まえ、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図の作成作業を進めており、この度、但馬沿岸の区域図を2月26日(金)に公表しましたので、お知らせします。会員の皆様方への周知をお願いします。内容については本県ホームページでも閲覧できます。

(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks17/takashioshinso/takashioshinso.html>)

今回公表する高潮浸水想定区域図は、新たな規制や制限が伴うものではなく、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保すること等を目的に、想定し得る最大規模の高潮による浸水区域や浸水深等の情報を提供するものであります。

なお、宅地建物取引業法施行規則が令和2年7月17日に一部改正(令和2年8月28日施行)され、水防法に基づき作成された高潮ハザードマップについて、重要事項説明の対象項目に追加されましたが、本県が公表した高潮浸水想定区域図は、現時点で法指定に至っていないため、県の公表した区域図に基づき各市町が作成している高潮ハザードマップについても、水防法に基づくものではありません。しかし、水防法の趣旨は、国民に災害等の危険を周知することであるため、できましたら、水防法に基づく高潮ハザードマップと同様の対応をお願いします。

兵庫県 県土整備部 土木局 港湾課 整備班

日和、藤原

連絡先 TEL 078-362-3540